

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大和駐屯地
第381会計隊大和派遣隊長 山田 健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4N1W11800150		4NMM1A00001 0001				6-1	
品名 または 件名							
仮設トイレ賃貸借 ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST					4	
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊王城寺原演習場 (内341)				陸上自衛隊王城寺原演習場			
搬入場所				納期または工期			
陸上自衛隊王城寺原演習場				令和6年5月7日(火)～令和6年5月14日(火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊事務室
- (2) 東北方面会計隊入札情報 (HP) <http://www.mod.go.jp/gsd/nea/koukoku/finindex.htm>

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年4月18日(木)9時00分 第381会計隊大和派遣隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)における競争参加地域で東北が有効であること。
 細部は別紙「注意事項」を確認すること。

4 保証金等

入札保証金及び契約保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10の金額を違約金として徴収する。

5 入札方法

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札決定方法

(1) 品目別総額にて決定します。

ただし、消費税相当額を含まない金額とします。入札書及び内訳書は、税抜きの金額を記載して下さい。

(2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

7 入札の無効

(1) 第1項に示す競争入札に必要な資格のないものを行った入札

(2) 入札金額、入札者、氏名が判明し難い入札

(3) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札

(4) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承認の上、入札見積いたします。」の記載のない入札

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書の作成の要否

(1) 落札者は落札決定後遅滞なく東北方面会計隊標準契約書の様式に基づき、次により契約書等を作成提出する。

ア 落札した金額に消費税相当額（1円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額）を加算した金額が50万円を越える場合は、請書を作成。

イ アの金額が150万円を越える場合には、契約書を作成。

ウ 適用する契約条項

「貸借契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(2) 契約金額は、落札した金額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

9 その他

(1) 入札日時に遅れた者の入札は認めません。ただし、正当な理由であると官側が認めた場合に限り再度入札以降の参加が可能です。

(2) 入札参加者は、資格審査結果通知書（写）を入札開始までに直接又はFAX等により提出して下さい。

(3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出して下さい。

(4) 電報、電話、FAX等による入札は認めません。

(5) 「入札心得等」については、第381会計隊大和派遣隊事務室等で掲示します。

(6) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札者がいない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参して下さい。

注意事項

1 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被補佐人又は、被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生に規定する会社更生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、その他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

3 郵便入札受領期限

- (1) 令和6年4月17日 水曜日 17時迄に、本官の手元に届いたものに限り有効とする。
- (2) 入札書を送付する場合は、姓名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、これと資格審査結果の写しを「公告番号・入札書在中」と表記した封筒にいれたものに限り有効とする。
- (3) この際、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

(7) その他、入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒981-3621

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9

陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊

メールアドレス: 381fintaiwa-int2@inet.gsdf.mod.go.jp

電話 022-345-2191 (内線349) 渡邊

FAX 022-345-4890

仕様書に関する問い合わせ先

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9

陸上自衛隊大和駐屯地業務隊管理科

電話 022-345-2191 (内線341) 管理科演習場管理班 担当: 清野

市場価格調査依頼書

業者各位

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大和駐屯地
第381会計隊大和派遣隊長 山田 健太

1 市場価格調査

契約実施計画番号	4N1W11800150	銘柄	納地	指定
調達要求番号	物品番号	使用期限等	引渡場所	検査
	部品番号 または 規格		搬入場所	
	使用器材名	グループ	納期	包装
4NMM1A00001 0001			陸上自衛隊王城寺原演習場 (内341)	
仮設トイレ賃貸借 ほか2件	仕様書番号		陸上自衛隊王城寺原演習場	
仕様書のとおり	ST		陸上自衛隊王城寺原演習場	4
	数量		令和6年5月7日(火)～令和6年5月14日(火)	
	単位			
	6-1			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時

令和6年4月10日(水) 10時

3 市場価格調査提出場所

4 備考

市場価格調査のご協力を依頼します。

本物品について疑義がなく実情を勘案した価格(消費税を含まない金額)

本用紙を使用し金額の記入を、お願いします。

細部について問い合わせる場合は下記に連絡してください。

〒981-3621
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9
陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊 契約班 担当：渡邊
電話 022-3445-2191 (内線349)
FAX 022-3445-4890

市場価格調査回答書

分任契約担当官 殿

別紙品目等内訳書のとおり回答する。

住所
会社名等
代表者名
担当者名 (責任者)
連絡先

内訳書

内訳書						
	件名	規格	単位	数量	単価	金額
	仮設トイレ賃貸借	賃貸期間 5/7~5/14 の内8日間				
1	経費内訳					
(1)	リース料金	仕様書のとおり(借用8日間)	台	70		
(2)	運搬費	仕様書のとおり	台	70		
(3)	汲取費	仕様書のとおり	台	70		
(4)	諸経費	仕様書のとおり	台	70		
		小計				

内訳書

	件名	規格	単位	数量	単価	金額
	乗用草刈機等賃貸借	賃貸期間 5/7~5/14 の内8日間				
1	経費内訳					
(1)	リース料金	仕様書のとおり(借用8日間) (乗用草刈機A×2台・B×2台)	台	A×2		
				B×2		
(2)	運搬費	仕様書のとおり	台	4		
(3)	諸経費	仕様書のとおり	台	4		
		合計				

内訳書

内訳書						
	件名	規格	単位	数量	単価	金額
	タンDEMローラー賃貸借	賃貸期間 5/7~5/14 の内8日間				
1	経費内訳					
(1)	リース料金	仕様書のとおり(借用8日間)	台	2		
(2)	運搬費	仕様書のとおり	台	2		
(3)	諸経費	仕様書のとおり	台	2		
		合計				

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
	6-1	
件名等	防省大臣承認	
仮設トイレ賃貸借	作成年月日	令和6年4月1日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	大和業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「仮設トイレ」の賃貸借について規定する。

2 役務の概要

仮設トイレの借上、搬入、洗浄水満充填、搬出及び汲み取り

3 規格及び数量

(1) 規格

仮設トイレ（和式ペダル式簡易水洗トイレ、便槽容量 350ℓ相当、清水容量 60ℓ相当、扉付）

(2) 数量

70台

4 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内（10箇所）

5 賃貸期間

令和6年5月7日（火）から同年5月14日（火）のまでの内8日間とする。

6 出荷条件

(1) 搬入・搬出

仮設トイレの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。

搬入・搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 設置場所

官側の指示する場所に設置すること。また、転倒防止処置を実施すること。

(3) 汲み取り

ア 賃貸期間中官側が指定する日に1回（50台）実施すること。

イ 賃貸期間終了時使用後の汲み取りを実施すること。

7 その他の指示

(1) 提出書類

受領・返品に関する所定の様式の書類を記入提出する。細部は官側の指示による。

(2) 安全管理及び保全指示

安全管理には十分に留意し、搬入・搬出の際、指示された場所以外の立ち入りを禁止する。

(3) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(4) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
	6 - 2	
件 名 等	防 省 大 臣 承 認	
乗 用 草 刈 機 等 賃 貸 借	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日
	変 更 年 月 日	令 和 年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	大 和 業 務 隊 管 理 科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における乗用草刈機等の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、乗用草刈機とする。

(3) 規格及び数量

種 類	数 量 (台)	刈 幅 (mm)	刈 刃 (装 着 済)	軌 動 輪
乗 用 草 刈 機 A	2	975	刈 刃 2 枚 + ス テ ー	タ イ ヤ 式
乗 用 草 刈 機 B	2	1,545	ハンマーナイフ	クローラ式

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

種 類	賃 貸 借 期 間
乗 用 草 刈 機 A	令 和 6 年 5 月 7 日 (火) から 同 年 5 月 1 4 日 (火) の ま で の 内 8 日 間 と す る。
乗 用 草 刈 機 B	

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 出荷条件

(1) 搬入・搬出

乗用草刈機の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。

搬入・搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内廠舎地区

4 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 出庫時車両点検記録 1部

イ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
	6-4	
件名等	防省大臣承認	
タンデムローラー賃貸借	作成年月日	令和 6年 4月 1日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	大和業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場におけるタンデムローラーの賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、タンデムローラーとする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

タンデムローラー（7tクラス、振動機能付き）

イ 台数

2台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和6年5月7日（火）から同年5月14日（火）のまでの内8日間とすると。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 出荷条件

(1) 搬入・搬出

タンデムローラーの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。

搬入・搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内廠舎地区

4 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。